

大木町マイクロバス運行業務委託仕様書

大木町マイクロバス運行業務（以下「委託業務」という。）は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1 業務目的

本業務の目的は、大木町の業務上必要とする事業に大木町が所有するマイクロバスを利用することで、業務の効率化及び住民サービスの向上を目的とする。

2 業務内容

- (1) 大木町が所有するマイクロバスの運行（土日祝を含む。）
- (2) 車両使用時の運行前点検、車内清掃、洗車・給油及び運転管理記録
- (3) 使用車両の事故・故障の際の代車の手配（運転手の責めに帰する場合に限る。）
- (4) 運転手の傷害補償保険の加入
(同乗者及び車両に関する保険は大木町において加入)
- (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務及びその他使用車両の管理運行のために必要な一切の業務

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

4 使用車両

本業務に使用するマイクロバスは大木町が所有する以下の2台とする。

① 29人乗りマイクロバス（運転席、補助席含む）

- (1) メーカー：トヨタ
- (2) 自動車登録番号：久留米 200 さ 776
- (3) 車体形状：キャブオーバー
- (4) 型式：BDG-XZB50
- (5) 変速方式：オートマチックトランスミッション
- (6) 車両サイズ：長さ699cm、幅203cm、高さ258cm
- (7) 総排気量又は定格出力：4.0L
- (8) 燃料の種類：軽油
- (9) 初年度登録年月：平成21年11月

② 26人乗りマイクロバス（運転席、補助席含む）

- (1) メーカー：日野
- (2) 自動車登録番号：久留米 200 さ 761
- (3) 車体形状：キャブオーバー
- (4) 型式：XZB40-0001945
- (5) 変速方式：マニュアルトランスミッション
- (6) 車両サイズ：長さ625cm、幅203cm、高さ258cm
- (7) 総排気量又は定格出力：4.0L
- (8) 燃料の種類：軽油
- (9) 初年度登録年月：平成21年7月

5 運行について

(1) 運行区域

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、山口県とし、基本的に日帰り運行のみとする。宿泊にかかる場合は協議により決定する。

(2) 運行時間

原則として午前8時から午後5時まで（基本時間）のうち、町が指定する時間を運行時間とし、マイクロバス車庫を出発してから、車庫へ入庫するまでの時間とする。なお、時間外となる場合は協議により決定する。

(3) 運行日の確認事項

運行日において、運転手のアルコールチェックを行うこと。

(4) 運転手の要件

運転手は4に記載する使用車両を運転可能な運転免許を有している者で、かつ健康上運転に支障のない者であること。

(5) 運行依頼

原則運行依頼は運行日の2週間前までに受託者へ通知する。ただし、急な業務が発生した場合はこの限りではない。なお、同一日に複数の運転を委託する場合がある。

(6) 運行方法

受託者は、業務当日に委託者より車両の鍵及び必要に応じてETCカード等を受け取り運行することとする。なお、依頼のあった運行内容等について確認がある場合は、事前に委託者と確認調整を行うこと。

6 積算条件

(1) 運行見込み

本業務における想定される運行回数及び延長時間は次のとおりとする。

1日運行（4時間以上） 65回

半日運行（4時間未満） 30回

時間外運行時間（午前7時～午前8時、午後5時～午後7時） 20時間

(2) 町の負担費用

車両運行及び管理中に利用する燃料費、有料道路料金、駐車料金、車検代、車両修理代、重量税、自賠責保険、自動車保険（任意保険）

7 その他

(1) 車両運行管理報告については、次の書類を当月の業務完了後速やかに大木町役場総務課へ提出すること。

ア マイクロバス運行表

イ 当月の運行管理料明細表及び当月分の委託費請求書

(2) 入札額は、6の積算条件をもとにした設計書（税抜き）で行うが、契約は、運行時間が基本時間（午前8時～午後5時まで）内で4時間を超えた場合の1日料金、基本時間内で4時間未満の場合の半日料金、基本時間を超えた場合の時間額の追加料金による単価契約とする。

(3) この仕様書に疑義が生じた場合及び記載のない事項については、契約者双方の協議により決定する。